

鹿児島大学大学院連合農学研究科規則

平成 16 年 4 月 1 日

鹿大連規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学大学院学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び鹿児島大学学位規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定めるもののほか、鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成及び運営)

第 2 条 研究科は、鹿児島大学農学部・水産学部、佐賀大学農学部及び琉球大学農学部で構成し、その運営は 3 国立大学法人間で締結された「鹿児島大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書」に基づき行うものとする。

(専攻及び講座)

第 3 条 研究科の専攻に次の博士講座を置き、各講座は連合講座とする。

生物生産科学専攻	熱帯資源・植物生産科学、動物資源生産科学、 地域・国際資源経済学
応用生命科学専攻	生物機能化学、食品機能科学、先端応用生命科学
農水圏資源環境科学専攻	生物環境保全科学、地域資源環境工学、水産資源環境科学

(目的)

第 3 条の 2 研究科は、地域固有の生物生産が活発に行われている九州・沖縄において、構成大学の教員組織、研究施設及び設備を連合して教育研究体制を作り、生物生産、生物資源の開発・利用・保全ならびにバイオサイエンスに関する高度の専門的能力と豊かな学識を備えた研究者を養成し、斯学の進歩と生物関連諸産業の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 生物生産学専攻は、農産物の生産向上、熱帯・亜熱帯資源の活用、農林水産物の流通及び国際政策、食料生産システムの構築、品種改良及び新作物の創生並びに効率的な家畜生産において専門的な教育を行い、農水産業の発展に寄与できる、高度の専門的能力と豊かな学識を備えた人材を養成する。
- (2) 応用生命科学専攻は、生物資源の有効活用、未利用資源及び廃棄物の有効利用、食品の機能開発、食の安全管理、食と健康、先端的バイオサイエンス及びバイオテクノロジー並びに分子から個体に至る機能開発において専門的な教育を行い、農水産業の発展に寄与できる、高度の専門的能力と豊かな学識を備えた人材を養成する。
- (3) 農水圏資源環境科学専攻は、農水圏における食料資源環境の整備・保全、食料生産の向上及び貯蔵・輸送の効率化、農作物の生物防御、森林環境の保全と資源保護並びに水産資源及び環境の保全において専門的な教育を行い、農水産業の発展に寄与できる、高度の専門的能力と豊かな学識を備えた人材を養成する。

(担当教員)

第 4 条 研究科の担当教員は、研究科の専任の教授（以下「専任教員」という。）並びに鹿児島大学、佐賀大学及び琉球大学（以下「構成大学」という。）の農学部、水産学部及びこれに関連を有する研究施設の教授、准教授、講師、助教、客員教授及び客員准教授のうち、研究科における授業及び研究指導を担当する資格を有する者（以下「研究科教員」という。）をもって充て、個人別、専攻別及び講座別に常にその

現状を明らかにしておくものとする。

- 2 研究科における授業及び研究指導を担当する資格を主指導教員資格又は副指導教員資格とし、その審査については、別に定める。
- 3 専任教員は、入学希望者（外国人留学生となることを希望する者を含む。）に対する志願及び履修の指導並びに学生が配属された構成大学間における教育・研究上の問題に関する調整等を行うものとする。

（指導教員）

第5条 学生の研究指導のため、指導教員を置き、専任教員及び研究科教員をもって充てる。

- 2 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する者を主指導教員、主指導教員とともに研究指導を担当する者を副指導教員とし、学生1人について主指導教員は1人、副指導教員は2人とする。
- 3 前項の主指導教員は主指導教員資格者をもって充てる。原則として、第一副指導教員は、学生が配属された大学の教員資格者を、第二副指導教員は、他大学の主指導教員資格者を充てる。
- 4 主指導教員及び副指導教員の選定及び変更は、研究科教授会の委任を受けて、代議委員会が決定する。
- 5 指導教員体制を強化するために、指導教員を補助する助教を指導補助教員として置くことができる。

（入学者の選抜）

第6条 入学者の選抜は、鹿児島大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する細則等に基づき行うものとする。

（学生の配属）

第7条 学生は、第5条第2項に規定する主指導教員が専任として在職する構成大学に配属するものとする。

- 2 前項の規定により鹿児島大学以外の構成大学に配属された学生は、鹿児島大学学則（平成16年4月1日制定）その他の諸規則のほか、当該大学の諸規則等をその大学の指示により遵守しなければならない。

（学生の修業年限及び在学年限）

第8条 研究科の標準修業年限は3年とし、在学年限は標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

（教育方法）

第9条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 学生は、主指導教員の指示に従い、研究題目を定め、速やかに別記様式1により研究題目及び研究計画を主指導教員に届けなければならない。なお、研究題目及び研究計画を変更するときも同様とする。
- 3 前項の届出を受けた主指導教員は、速やかに別記様式2の教育・研究指導計画書を作成し、研究科長に届け出るものとする。

（授業科目及び単位数）

第10条 研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

（他の大学院の授業科目の履修等）

第11条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 学生は、他の大学院の授業科目を履修しようとするときは、主指導教員を経て、研究科長の許可を得なければならない。

（試験）

第12条 単位修得のための試験は、授業が終了した時又は学期末に行う

（成績評価）

第13条 単位を認定する授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

（学位の授与）

第14条 研究科の課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、授業科目12単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、研究科に1年以上在学し、

必要な研究指導を受け、かつ、授業科目 12 単位以上を修得し、研究科教授会が極めて優れた研究業績をあげた者と認めた場合も授与することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究科の課程を経ない者で学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、研究科の課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも博士の学位を授与することができる。ただし、提出された学位論文は、研究科の課程を修了し、学位を授与された者と同等以上の内容を有していなければならない。

(専攻分野)

第 15 条 前条の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

農 学

水産学

学 術

- 2 前項の規定において「学術」を付記する場合は、研究科において学際領域等の分野を専攻した者で、研究科教授会が適当と認めたとき、又は学位論文の内容が学際領域等の分野であると判断される場合で、かつ、研究科教授会が適当と認めたときとする。
- 3 「学術」を付記する場合の基準等については、研究科教授会が別に定める。

(学位論文の提出、審査等)

第 16 条 学位論文の提出、審査方法等は、別に定める。

(雑則)

第 17 条 研究科の運営に必要な事項は、研究科教授会が定める。

- 2 研究科に関する事務は、鹿児島大学農学部・共同獣医学部等事務部において処理する。

別表（第10条関係）

研究科共通科目

科目区分	科目名	単位数
必修科目	農学特別講義（一般セミナー）	2
	特別演習	
	熱帯資源・植物生産科学特別演習	2
	動物資源生産科学特別演習	2
	地域・国際資源経済学特別演習	2
	生物機能化学特別演習	2
	食品機能科学特別演習	2
	先端応用生命科学特別演習	2
	生物環境保全科学特別演習	2
	地域資源環境工学特別演習	2
	水産資源環境科学特別演習	2
	特別研究	
	熱帯資源・植物生産科学特別研究	6
	動物資源生産科学特別研究	6
	地域・国際資源経済学特別研究	6
	生物機能化学特別研究	6
	食品機能科学特別研究	6
	先端応用生命科学特別研究	6
	生物環境保全科学特別研究	6
地域資源環境工学特別研究	6	
水産資源環境科学特別研究	6	
基礎科目	専攻別基礎特論	
	生物生産科学基礎特論	0.5
	応用生命科学基礎特論	0.5
	農水圏資源環境科学基礎特論	0.5
発展科目	専攻別特論（英語）	
	生物生産科学特論（英語）	0.5
	応用生命科学特論（英語）	0.5
	農水圏資源環境科学特論（英語）	0.5
共通科目	農学共通講義Ⅰ（日本語）	0.5
	農学共通講義Ⅱ（英語）	0.5
	人材養成学生支援セミナーⅠ	0.5
	人材養成学生支援セミナーⅡ	1.0
	国際農学特論（英語）	0.5

修了要件外科目

インターンシップ 短期留学 英文論文作成指導セミナー

別記様式1 (第9条関係)

鹿児島大学大学院
連合農学研究科長 殿

年度入学
専攻
学籍番号
氏名

連合講座
番
印

研 究 題 目 届

研究題目						
研究計画	-----					

	指導教員名	(主)	大学 印	(副)	大学	(副)

別記様式2 (第9条関係)

平成 年度鹿児島大学大学院連合農学研究科教育・研究指導計画書

学 生 氏 名	年 月 日生 男・女		所 属	専 攻	講 座 名	論 文 題 名	入 学 年 度	年 度
				連 合 講 座				
出 身 大 学	課 程	大学・大学院	学部・研究科・専攻等					指 導 教 員 名
	学 部	大学 年 月卒業	学部 学科					
	修 士	大学大学院 年 月修了	学研究科 学専攻			学位 修士 年 月取得		
	博 士	大学大学院 年 月修了・退学	学研究科 学専攻			学位 博士 年 月取得		
研究題目								

指 導 教 員	主指導 教 員	印	連合農学 研究科の 所 属	専 攻		所 属 大学名	鹿児島 佐賀 大学 琉 球
	副指導 教員①	印	連合農学 研究科の 所 属	専 攻		所 属 大学名	鹿児島 佐賀 大学 琉 球
	副指導 教員②	印	連合農学 研究科の 所 属	専 攻		所 属 大学名	鹿児島 佐賀 大学 琉 球
指導教員を補助する教員		氏 名		所 属	大学大学院	学研究科	講座・施設
教 育 ・ 研 究 指 導 計 画	主指導 教員の 教育・ 研究指 導計画				主に教育・研究指導 をする機関等名	大学 学部 研究室	
					教育・研究指導の 形態		
					年間の教育・研究指 導の時間数	研究論文(論文指導を含む) 週 時間 年間 時間	
	副指導 教員① の教育・ 研究指 導計画				主に教育・研究指導 をする機関等名	大学 学部 研究室	
					教育・研究指導の 形態		
					年間の教育・研究指 導の時間数	研究論文(論文指導を含む) 週 時間 年間 時間	
	副指導 教員② の教育・ 研究指 導計画				主に教育・研究指導 をする機関等名	大学 学部 研究室	
					教育・研究指導の 形態		
					年間の教育・研究指 導の時間数	研究論文(論文指導を含む) 週・集中 時間 年間 時間	

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者については、改正後の第 3 条から第 4 条及び第 9 条から第 14 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第 10 条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 15 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 9 月 5 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。